

平成 26 年 4 月 1 日施行  
 平成 30 年 4 月 1 日一部改正  
 令和元年 5 月 1 日一部改正  
 令和 2 年 4 月 1 日一部改正  
 令和 3 年 4 月 1 日一部改正  
 令和 4 年 3 月 31 日一部改正  
 令和 5 年 4 月 1 日一部改正

大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準

補助金の名称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金
補助金の交付目的	商工業の総合的な振興を図り、もって市民経済の発展に寄与するため、地域総合経済団体である商工会議所等に補助金を交付する。
補助金の交付対象者	大津商工会議所・大津北商工会・瀬田商工会
補助対象経費	<p>(1)小規模事業等経営支援事業補助</p> <p>商工会議所等が行う、市内の小規模事業者及び中小企業者（以下「市内小規模事業者等」という。）の経営の改善発達を支援する事業に要する経費（原則、1 案件に関し、1 事業者当たり 1 日につき 1 回まで。）</p> <p>ただし、以下に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営指導、相談内容が不明瞭なもの</li> <li>・集団指導（セミナー、講習会等含む。）で実施したもの</li> <li>・他の補助金又は補助金以外の収入があるもの</li> <li>・その他市長が不適切と認めるもの</li> </ul> <p>(2) 小規模事業等経営支援事業別補助</p> <p>商工会議所等が行う、前号以外の主に市内小規模事業者等の経営を支援する事業に要する経費</p> <p>ただし、以下に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費、食料費、交際費、慶弔費、懇親会費、負担金及び積立金</li> <li>・事務費、賃借料等事業の実施と関係がないと認められるもの（団体等の組織運営等に要する経費及び団体等の事務所等を維持するための経費を含む。）</li> <li>・専ら資産形成に資する備品等の購入費用</li> <li>・他の補助金又は補助金以外の収入で賄う経費</li> <li>・支出の根拠を確認することができない経費</li> <li>・その他市長が特に不適切と認めるもの</li> </ul>

<p>補助金の額及びその算定方法又は補助率</p>	<p>補助金の額は、下記(1)(2)の合計額とする。ただし、補助金の上限額は、別に定める会員（市内小規模事業者等）の数に応じた額とし、予算の範囲内において調整を行う。</p> <p>(1)小規模事業等経営支援事業補助</p> <p>小規模事業者等に対する経営指導・相談に要する経費を補助する。 （件数×相談単価 2,000 円）</p> <p>(2)小規模事業等経営支援事業別補助</p> <p>(1)以外の小規模事業等経営支援事業の 1 / 2 を補助する。ただし、以下に指定する事業を実施する場合は、2 / 3 を補助する。</p> <p>〈指定事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業、創業を支援する事業</li> <li>・ 財務・税務対策を支援する事業</li> <li>・ 事業承継を支援する事業</li> <li>・ 人材確保を支援する事業</li> <li>・ 販路開拓を支援する事業</li> <li>・ デジタル化・DX 推進を支援する事業</li> <li>・ BCP（事業継続計画）の策定を支援する事業</li> </ul> <p>※ただし、事業に要する経費のうち他の財源（国・県補助等）がある場合は、これを控除した後の自己負担額の 1 / 2 又は 2 / 3 を補助する。また、同一案件について、本市が実施する他の補助事業等と重複して申請することは不可とする。</p>
<p>補助金交付事業の開始時期</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日</p>
<p>補助金交付事業の終了時期</p>	<p>令和 6 年 3 月 31 日</p>
<p>様式</p>	<p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度事業計画書・収支予算書（2 部）</li> <li>・ 年度事業報告書・収支決算書（2 部）</li> <li>・ 申請団体に関する書類</li> </ul> <p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）</p>

	<p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業変更後の事業計画書（変更後2部）</li> <li>・事業変更後の収支予算書（変更後2部）</li> <li>・補助金交付決定通知書(写)</li> </ul> <p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金変更承認決定通知書（様式第4号）</p> <p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金実績報告書（様式第5号）</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支決算書</li> <li>・事業報告書</li> <li>・領収書等の写し（明細のわかるもの）</li> </ul> <p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金確定通知書（様式第6号）</p> <p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金補助金交付請求書（様式第7号又は第8号）</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定通知書(写)</li> </ul> <p>大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金返還通知書（様式第9号）</p>
<p>担当部署</p>	<p>大津市産業観光部商工労働政策課</p>

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所  
 団体名  
 代表者名

大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準及び大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補 助 事 業 の 実 施 予 定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	年度事業計画書・収支予算書 年度事業報告書・収支決算書 その他市長が必要と認めるもの

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付決定通知書

大産商第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	金 円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準の規定を遵守すること。 (2) 補助事業等の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業等が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。 (5) 事業年度終了後、収支計算書他市長が必要と認める書類を添付のうえ、実績報告を行うこと。また実績報告後に事業費並びに県補助金の決算見込額に変更が生じた場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所  
団体名  
代表者名

年 月 日付け大産商第 号で交付決定のあった大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
補助事業の変更の内容	当初補助金額 金 円 変更後補助金額 金 円 増 減 金 円
変 更 す る 理 由	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業変更後の事業計画書</li> <li>・ 事業変更後の収支予算書</li> <li>・ 補助金交付決定通知書(写)</li> </ul>

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金変更承認決定通知書

大産商第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大産商第 号で交付の決定をした大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
交 付 決 定 金 額	交 付 決 定 額            金                            円
	増 額 変 更 額            金                            円
	変 更 承 認 決 定 額        金                            円

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助対象者 住 所  
 団体名  
 代表者名

年 月 日付大産商第 号で決定のあった大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金について、大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準及び大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり実績を報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
補 助 事 業 の 実 施 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収支決算書</li> <li>・ 滋賀県小規模事業者経営支援事業費補助金の実績報告時に作成した支払明細書</li> <li>・ その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金確定通知書

大産商第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで実績報告のあった大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
交 付 決 定 額	金 円
支 払 済 額	金 円
確 定 額	金 円

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付請求書

(宛先)

年 月 日

大津市長

申請者 住 所  
団体名  
代表者名

印

年 月 日付大産商第 号で交付の確定のあった大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金について、大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準及び大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業	
交 付 確 定 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座 No.
	口 座 名 義	(フリガナ)
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付確定通知書(写)</li> <li>・ 振込先金融機関確認書類</li> </ul>	

大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付請求書

(宛先)  
大津市長

年 月 日

申請者 住 所  
          団体名  
          代表者名 ⑨

年 月 日付大産商第 号で交付の決定のあった大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金について、大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金交付基準及び大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により、次のとおり事前交付請求（一括・分割）します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業
交 付 決 定 金 額	円
補助金を事前交付（一括・分割）請求する理由	
補助金の既交付金額	円
交 付 請 求 金 額	円
振込先金融機関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通・当座 No.
	口 座 名 義 (フリガナ)
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付決定通知書(写)</li> <li>・ 振込先金融機関確認書類</li> </ul>

## 大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金返還通知書

大産商第 号  
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大産商第 号で補助金の交付の決定をした大津市商工会議所・商工会活動基盤強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。